

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について

(令和 7 年度 西部環境工場)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、一般廃棄物の焼却施設である西部環境工場の維持管理に関する情報を公表いたします。

1. 処分した一般廃棄物(可燃ごみ)の量 ■規則 第4条の5の2第1項第1号 イ 関係

区分		月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
焼却量	1号炉	t	4,029												4,029
	2号炉	t	3,937												3,937
合計焼却量		t	7,966												7,966

2. 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素(CO)濃度(すべての日平均値の月平均値) ■規則 第4条の5第1項第2号 ト、リ、ヲ 関係

項目		月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年 度 平均値
燃焼室中の燃焼ガス温度※1	1号炉	℃	982												982
	2号炉	℃	959												959
集じん器に流入する燃焼ガス温度 ※2	1号炉	℃	155												155
	2号炉	℃	157												157
排ガス中のCO濃度※3	1号炉	ppm	3												3
	2号炉	ppm	2												2
備 考															

※1 別紙フロー図上の①にて測定

※2 別紙フロー図上の②にて測定

※3 別紙フロー図上の③にて測定

3. 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日 ■規則 第4条の5第1項第2号 ヌ 関係

項 目	1 号 炉	2 号 炉
冷 却 設 備	工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。
排ガス処理設備	工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。

4. ばい煙量又はばい煙濃度測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区分	法規制値	単位	1号炉						2号炉					
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
排ガスを採取した年月日														
結果が得られた年月日														
ばいじん濃度※4	0.04以下	g/㎡N												
塩化水素濃度※4	700以下	mg/㎡N												
窒素酸化物濃度※4	250以下	ppm												
硫黄酸化物排出量※4	K値14.5で測定される排出基準 測定値	㎡N/h ㎡N/h												

※4 別紙フロー図上の③にて測定、規則要求頻度:六月に一回以上

5. 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区 分	法規制値	単 位	1号炉					2号炉				
			1回目	2回目	3回目	4回目		1回目	2回目	3回目	4回目	
排ガスを採取した年月日												
結果が得られた年月日												
排ガス中のダイオキシン類濃度※5	0. 1 以下	ng-TEQ/㎡N										

※5 別紙フロー図上の③にて測定、規則要求頻度:毎年一回以上

【検査項目等の説明】

- ・ばいじん濃度

・塩化水素濃度

・窒素酸化物濃度

・硫黄酸化物濃度

・ダイオキシン類
- : 物の焼却とともに発生する。このうち、すす、完全に燃焼した灰分、燃焼ならびに熱分解による固形粒子をいう。

: 塩化ビニール樹脂等の燃焼の際に発生し、刺激臭を有する無色の気体である。自然界では火山活動等で発生する。

: 石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等多種多様である。

: 石油や石炭を燃やすとそれらに含まれている硫黄分が酸素と結合して発生する。天然には、火山温泉等に存在する。

: 塩素、酸素、炭素、水素の存在下で、ものが燃焼するときに発生する有機化合物である。ごみ焼却、タバコの煙、自動車の排気ガス、野焼きのほか様々な発生源から副生成物として発生する。